

【研究ノート】

自由貿易体制下におけるオスマン 帝国財政についての覚書

岡野内 正

目 次

- はじめに
- I 概 況
- II 歳出の構成
- III 歳入の構成
- 結びにかえて
- 〔参考文献〕

はじめに

19世紀以降のオスマン帝国経済史を世界経済に対する開放、あるいは外国企業活動の自由化という観点からみよう。1838年から翌年にかけてのイギリスをはじめとする西欧諸列強との通商条約、1856年勅令による外資受入れ、金融機関設立の公認、等を画期とすれば、段階的な貿易、金融の自由化過程としておさえることができる。1881年のムハッレム勅令による「オスマン債務管理局(正式名称は L'Administration de la Dette Publique Ottomane)」の成立も、オスマン帝国政府の財政自主権の制限の上に、ヨーロッパの資本家の債権回収の自由が宣言されたものとみれば、自由化の深化といえよう。以後、帝国財政によって保証された有名な鉄道建設等を中心としてオスマン帝国における外国資本の活動も新局面に移る¹⁾。

1) オスマン帝国経済史については Issawi (8) が資料集としての性格をもちながらも最近の到達点を示している。より一般的には Shaw & Shaw (20) がある。わが国のものでは永田雄三(12)の他、帝国主義史的なものとして野口建彦(13)、赤川元章(1)があり、特に鉄道建設について杉原達(21)、赤川元章(2)などがある。

このような自由貿易体制とその深化のもとでの外国資本の活動は、帝国政府の対外債務累積と外国債権者による財政管理を一焦点とするすぐれて財政的な問題を生みだしたかにみえる。しかるにオスマン帝国財政それじたいの研究は資料上の制約もあってほとんどなされてこなかったのが実情である²⁾。

オスマン帝国において、国内産業保護を目的とする保護関税政策のいちおうの体系化をみるのは1914年のことであるから、1838-1914年の時期を自由貿易体制と規定したうえで、以下この時期における帝国財政それじたいの構造と展開とを概観することにしよう。

I 概 況

オスマン帝国の予算が公表され始めたのは1861年以降のことであり、公刊された最初の予算は1863-1864年(1279オスマン会計年度にあたる)のものであったといわれている³⁾。したがって1860-1861年以前については、Issawi (8) に収録された1844年のフランス外交文書におけるフランス系商人の推計、1856年に出版された Ubicini (23) に引用された「2年前」についての別のフランス系商人の推計、そして1859-1860年についてのイギリス人調査団の報告書の数値が得られるのみである。1860-1861年以後については若干年の脱落はあるものの、公刊、未公刊のオスマン帝国政府資料にもとづく Shaw (18), (19) の数値が利用できる(なおシヨウの数値は最新のオスマン帝国歴史統計である McCarthy (10), pp. 182-187 にもそのまま採用されている)。おそらく原資料が得られなかったためにシヨウの整理からもれている年度については、同時代の *The Statesmans' Year-Book* 等の出版物、その他の諸研究からできるかぎり補うことに

2) とはいえ Velay (24) の財政史, Morawitz (11) の財政分析, Roumani (16) の公債史等、同時代に始まる公債史を中心とする少なからぬ研究の蓄積がある。なお1881年以降の財政については Blaisdell (4) の研究に示されるようなオスマン債務局の活動をふまえて論じる必要があるが、本稿ではもっぱら通常歳出入の展開と構造の分析を課題とし、公債(外債)についてもそのかぎりでおおむねにとどめたい。オスマン帝国の発券銀行であるインベリアル・オットマン・バンクの1875年までの活動については拙稿(14)を参照されたい。

3) Issawi (8), p. 326 n. 8, Karal (9), s. 230 及び Shaw (18), pp. 449-450 をみよ。

第1表 オスマン帝国財政の歳出入額 (単位: 百万ピアストル)

年 ¹⁾	歳 出		歳 入	
	予 算	決 算	予 算	決 算
1844	814.5		600	
1853-1854 ²⁾	751.9		731	
1859-1860 (1275) ³⁾	1,108.9		971.2	
1860-1861 (1276)	1,475.7		1,252.1	
1861-1862 (1277) ³⁾		1,273.9		1,116.5
1862-1863 (1278)	1,490.7		1,661.0	
1863-1864 (1279)	1,484.5		1,505.3	
1864-1865 (1280) ³⁾	1,459.0		1,442.6	
1866-1876 (1282)	1,679.6		1,606.8	
1868-1869 (1284)	1,701.1		1,712.8	
1869-1870 (1285) ³⁾	1,679.0		1,729.7	
1871-1872 (1287)	2,276.5		1,920.1	
1872-1873 (1288)	2,140.4		2,063.7	
1874-1875 (1290)	2,513.5		2,480.7	
1875-1876 (1291) ³⁾	1,910.6		2,314.3	
1877-1878 (1293)	2,947.1		1,972.5	
1879-1880 (1295)	1,523.7		1,428.6	
1880-1881 (1296)	1,703.9		1,615.6	
1882-1883 ³⁾		2,340.0	1,631.3	1,500.0
1883-1884 ³⁾	1,631.3		1,902.5	
1887-1888 (1303)	2,404.1	1,909.3	1,817.8	1,555.7
1888-1889 (1304)	2,101.7	1,841.0	1,779.5	1,571.4
1887-1890 (1305)	2,110.4	1,804.8	1,776.7	1,717.3
1890-1891 (1306)	1,992.7	1,761.7	1,792.2	1,587.8
1891-1892 (1307)	1,984.2	1,764.0	1,837.2	1,706.9
1892-1893 (1308)	1,929.1	1,798.3	1,829.0	1,704.7
1893-1894 (1309)	2,142.2	1,811.9	1,865.6	1,697.5
1894-1895 (1310)	2,041.1	1,799.7	1,832.6	1,649.7
1895-1896 (1311)	2,095.3	1,708.0	1,829.1	1,598.0
1896-1897 (1312)	2,330.5	1,769.2	1,845.6	1,604.6
1897-1898 (1313) ⁷⁾	1,844.9	1,979.4	1,845.6	1,630.0
1898-1899 (1314)	1,844.9	1,999.2	1,882.9	1,722.8
1899-1900 (1315)	2,017.6	1,825.5	1,961.2	1,773.2

1900-1901 (1316)	2,087.8	1,868.5	1,943.5	1,730.8
1901-1902 (1317)	2,187.5	1,900.8	1,976.4	1,774.3
1902-1903 (1318)	2,197.8	2,015.5	2,006.2	1,833.1
1903-1904 (1319)	2,439.4	2,265.8		1,946.7
1904-1905 (1320) ⁴⁾		2,123.2		2,025.8
1905-1906 (1321) ⁴⁾		2,297.1		2,229.1
1906-1907 (1322) ⁴⁾				2,290.5
1908-1909 (1324)			2,365.0	2,519.8
1909-1910 (1325)	3,163.1	2,775.3	2,507.9	2,692.7
1910-1911 (1326) ⁵⁾	3,725.8	3,378.3	2,601.5	2,878.3
1911-1912 (1327)	3,927.8	3,670.5	3,110.9	2,847.7
1912-1913 (1328) ⁵⁾	3,689.1	3,892.0	3,368.2	2,754.5
1913-1914 (1329) ⁵⁾	3,689.1	3,533.0	3,368.2	2,920.2
1914-1915 (1330) ⁵⁾	3,705.5	5,784.1	3,600.4	2,473.9

〔備考〕 1) カッコ内はオスマン会計年度。

2) Hershlag (7) p. 54, Owen (15) p. 106 にしたがってこの年としておく。

3) *The Statesmans' Year-Book* による。単位がポンド・スターリングの場
合は 1£=100ピアストルの率で換算した。

4) Shaw & Shaw (20), pp. 225-226 による。

5) Cumberland (5), p. 390 による。

6) Schölich (17) p. 445 に引用された表では、歳出が18,324,755で歳入が、
15,976,300 ポンド・スターリングとなっており、収支は赤字になっている。

7) Morawitz (11), p. 68, Young (25), p. 18 に引用された表では歳出が
1,851.1で歳入が1,842.9 (原資料トルコ・ポンド) となる。

8) Cumberland (5), p. 399 に引用された表では歳出の決算と歳入の予算
額が当年の歳出入として記載されている。

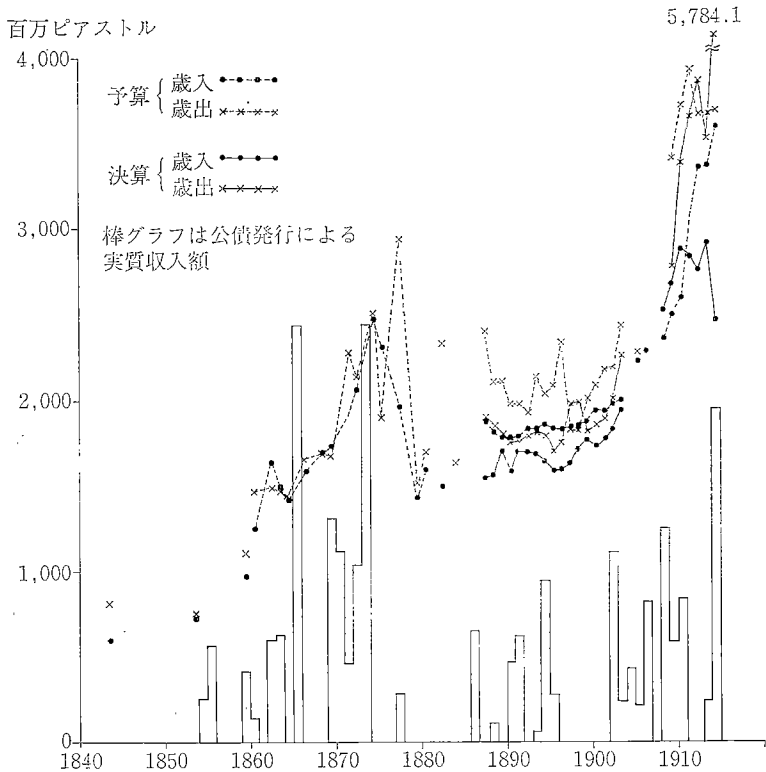
9) Hershlag (7), p. 55 から引用。

〔資料出所〕 Issawi (8), p. 348, Ubcini (23), p. 266 & p. 284, Hershlag (7), p.
55, Shaw (18), p. 451, Shaw (19), p. 374, *The Statesmans' Year-Book*,
1870, p. 457-458, 1876, p. 452, 1883, pp. 461-462, Shaw & Shaw
(20), pp. 225-226, Cumberland (5), p. 390 によって作成。

した。

なお、ショウの整理によっても、実際の歳出入額という意味での決算額が得られるのは1887-1888年以降であり、それ以前については歳出入の推計という意味での予算額が得られるのみである。決算制度が導入されたのは1880-1881年以降のことであり、しかも施行年度から5年以内に決算されることになってきたため、種々の記録によって決算額が相違することになったといわれている

第1図 オスマン帝国財政の歳出入額の推移と公債収入



〔資料出所〕 第一表および Shaw (19), p. 374, Suvla (22), pp. 100-106 によって作成。

(Shaw (19) p. 373). ここでは特に注記のないかぎりシヨウの数値を用いる。こうして作成したのが第1表であり、それをグラフに示したのが第1図である。なお本稿では公債についてのたしあつた研究はおこなわないが、比較のために Suvla (22) の研究から公債収入を示しておく。

まず1839年から1856年までのいわゆるタンジマート前期については、1844年の推計はオスマン帝国軍壊滅の危機をも含んだ第二次トルコ=エジプト戦争の後であること、一方、Ubicini の推計は1853-1856年にわたるクリミア戦争の直前のものと思われることを指摘しておこう。ちなみに1854年にはクリミア戦

争費用のために最初の外債が導入されている:

1856-1876年のいわゆるタンジマート後期は1856年のオットマン・バンク設立、1862年のインペリアル・オットマン・バンク設立を軸として、外国系金融機関の進出が相次ぎ、1875年の国家破産にいたるまで外債の導入が続いた時期である。第1図にみるように、財政規模は20年足らずのうちに2倍になるほどの急速な膨張を示している。なおこの時期には1866-1868年の「クレタ反乱」以外の大きな戦争はなく、この時期の公債は基本的にはクリミア戦費の処理をめぐるものであったといえよう。

続く1876-1881年は第一次立憲制をへてアブデュル＝ハミトII世の専制への転換期であるが、同時に1875-1878年のバルカン諸民族反乱、敗北に終わってバルカン半島の多くの領土を失うことになった1877-1878年のロシア＝トルコ戦争のあった時期である。財政的には、戦後になって一挙に規模が縮小している点が注目されよう。

1881-1908年は「オスマン債務局」成立後のアブデュル＝ハミトII世の専制支配期である。赤字基調とはいえ20世紀初頭までほぼ横ばいの緊縮財政が維持されている点が注目されよう。戦争も1896-1897年のクレタ反乱及びギリシア＝トルコ戦争の他には大きなものはない。1886年以降、収支調整のために再び外債の導入が開始されている。

最後に、1908-1914年の青年トルコ人革命期についてみれば、1908年に始まる革命と、1912-1913年のイタリア及びバルカン諸国との戦争を背景として、財政は空前的増加率と規模とをもって膨張しながら第一次大戦に突入していることがわかる。

以上要約すれば、1860-1870年代の急速な膨張、1880年代-20世紀初頭の緊縮下での横ばい、20世紀初頭-第一次大戦までの1870年代のピークを超える急膨張ということになる。以下、このような全体の推移をその構成にたちいって検討していこう。

II 歳出の構成

第1表と同様の資料によって歳出を機能別に分類して構成比率を算出したのが第2表である。

第2表 オスマン帝国財政の歳出の機能別構成比率 (単位%)

年	項目 ¹⁾	軍事費	一般行政費	帝室費	公共事業費	公債費	その他・不明
1786 ⁵⁾		72.0	15.4	12.6	—	—	—
1844		63.7	28.2	7.4	—	0.7	—
1853-1854		48.9	38.7	11.1	1.3	—	—
1859-1860		37.8	36.0	11.3	0.7	14.2	—
1860-1861		42.2	22.1	5.2	0.7	15.1	14.7
1862-1863		41.9	21.9	10.8	0.5	21.1	3.8
1863-1864		36.3	23.7	10.6	0.4	29.4	1.7
1864-1865 ²⁾		31.1	23.7	9.8	0.5	29.7	5.2
1866-1867		25.8	24.8	8.4	0.8	34.0	6.2
1868-1869		28.9	27.5	6.0	1.9	17.1	18.6
1869-1870		30.5	24.5	6.0	2.4	17.3	19.3
1871-1872		22.7	25.1	5.7	2.3	27.2	17.0
1872-1873		22.0	21.7	6.1	2.8	30.4	17.0
1874-1875		24.1	23.4	5.2	3.6	31.2	12.5
1875-1876 ²⁾		19.0	23.4	6.9	3.5	47.2	—
1877-1878		12.9	19.4	3.6	2.1	33.7	28.3
1879-1880		41.6	20.6	7.0	—	24.1	6.7
1880-1881		41.4	19.8	5.1	—	28.8	4.9
1883-1884 ²⁾		34.8	32.1	5.3	2.1	25.7	—
1887-1888 ³⁾		44.2	21.5	4.9	1.6	9.8	18.0
1888-1889		43.8	23.9	3.6	1.7	11.1	15.9
1889-1890		38.5	24.3	3.8	1.7	14.0	17.7
1890-1891		39.2	26.0	3.8	1.8	11.9	17.3
1891-1892		40.4	25.5	4.4	1.8	15.5	12.4
1892-1893		40.3	25.3	3.9	2.0	16.0	12.5
1893-1894		39.6	25.7	3.8	2.0	16.2	12.7
1894-1895		41.2	26.8	3.9	2.2	16.7	9.2
1895-1896		39.1	25.9	3.9	2.6	19.7	8.8
1896-1897		37.3	25.1	3.7	2.3	19.6	12.0

1897-1898	38.4	22.5	3.2	2.1	18.5	15.3
1898-1899	41.3	24.8	3.7	2.1	18.3	9.8
1899-1900	40.0	28.0	3.7	2.2	20.3	5.8
1900-1901	39.6	25.6	3.8	2.3	19.3	9.4
1901-1902	33.2	24.5	4.0	2.4	18.9	17.0
1902-1903	30.9	22.0	3.6	2.3	18.6	22.6
1903-1904	28.5	20.6	2.7	2.2	14.7	31.3
1909-1910	34.8	25.3	1.6	2.2	31.2	4.9
1910-1911	36.2	25.0	1.5	8.1	33.4	-4.2 ⁴⁾
1911-1912	35.4	21.2	1.3	8.6	23.3	10.2

〔備考〕 1) Shaw, (19) の次の項目を分類した。〈軍事費〉: Ministry of Army, Ministry of Navy, Imperial Arsenal Department, 〈一般行政費〉: Pensions, Legislative Councils, Ministry of Finance, Defteri Hakani, Excise Tax Department, Ministry of Interior, Ministry of Foreign Affairs, Ministry of Police and Gendarmerie, Ministry of Justice and Sects, Ilmiye Office, Prime Minister/Grand Vezir's Office, 〈帝室費〉: Holy cities and pilgrimage, Treasury of Sultan, 〈公共事業費〉: Post Office and Telegraph Service, Education, Trade, Public Works, 〈公債費〉: External debt, Internal debt, 〈その他・不明〉 歳出総計マイナス上記項目の合計額。なお *The Statesmans' Year-Book 1871*, p. 459 に収録された1864-1865年の予算項目のうち、ショウの項目に対応しない次の項目: Accounts current with bankers, Syrian Bonds, Repayment of advance on taxes, circassian immigrants については〈その他・不明〉に分類した。 *The Statesmans' Year-Book* が採ったその他の年については内容から公債費と判断しうるものは公債費に分類した。

2) *The Statesmans' Year-Book* による。

3) この年からはショウによる〈決算〉の数値である。

4) ショウの各項目の合計が、同じショウの示す歳出総計を超えているため、このように表した。

5) Issawi (8) に収録されている1800年のイギリス外交文書の数値から算出した。

〔資料出所〕 Issawi (8), pp. 343-349, Ubcini (23), p. 266 & p. 284, Hershlag (7), p. 55, Shaw (19), pp. 374-378, *The Statesmans' Year-Book 1871*, p. 459, 1876, p. 453, 1883, p. 462, によって作成。

まず軍事費からみよう。タンジマート前期から首位を占めた軍事費が公債費に追いぬかれるのは1866-1867年(〈その他〉項目をも公債とみる)あるいはおそくとも1871-1872年のことである。逆に公債費は国家破産の1875-1876年には47.2%に達している。ところが1879-1880年以降は再び軍事費が首位に立っており、以後この関係が持続している。公債が戦費の補填のために導入されたことを思えば、公債費と軍事費とをあわせて常に50%以上を占めることは、この

期間のオスマン帝国政府の財政需要がすぐれて軍事的な性格をもつことを示すといえよう。

一般行政費は1881年の前後を通じて特に変化ないこと、帝室費はオスマン債務局の成立以降ほぼ半分の水準に押えられていることが注目されよう。

公共事業費については算出方法に問題があるが、すくなくとも予算にあらわれるかぎりでは全般的に比率は低い。このことはオスマン帝国政府の採用した利権付与型の開発方式とも関係がありそうである。

III 歳入の構成

歳入については税制上の主要項目の構成比率を算出して第3表に示した。

全体として大きな変化はみられない。

<10分の1税>および<動物税>は Ubicini が「法的には租税 (tax) ではなく、地主としての国家が小作人から受け取る免役地代 (quit-rent) である」(Ubicini, (23) p. 267), と規定したように一種の「封建的貢租」とみてよい⁴⁾。

これにバルカン諸公国やエジプトなどの属国からの貢納を加えるならば、帝国歳入の半分近くが主権者たる君主の軍事力を背景にした封建的貢租であったということができよう。

これに対してさらに本来の土地税ともいうべき<土地、建物、賃料税>⁵⁾の項目を加えるならば、歳入の半分以上が土地関係税からなるということになる。

4) 1838年以降の税制改革はこの税の徴収を徴税請負人から国家の官僚機構の手に移し、収獲物価値の正確に10分の1の徴収をめざしたが、制度としての徴税請負制が廃止されるのは第一次立憲制期の1877年であり、その実現はいっそうおくれたといわれている (Shaw (18), pp. 422-426, pp. 422-430)。

<動物税>も<10の1税>と同じ性格のものであるが、1856-1857年以降は、羊、ヤギ等の乳や毛の出荷から期待される収入を基礎に課税(地域差はあるが年収入の1.5-10%)されるようになり、所得課税の性格をもつようになったとされる (*Ibid.*, pp. 429-430)。

5) <土地・建物・賃料税>は1858年に開始された土地調査とともに導入された査定額に対する0.4%の財産税(賃料収入のある場合はその4%を付加。ただし1880年以降は賃料収入の有無にかかわらず査定額1,000クルシュ以上の所有者には一律0.8%の課税に変更。後若干の税率変更あり)である (*Ibid.*, pp. 427-428)。

第3表 オスマン帝国財政の歳入の主要項目の構成比率

(単位%)

年	1/10税	動物税	土地・建物・賃料 税	収益税	軍役税	道路整備 税	関税	塩・タバコ ・アルコール ・印紙税	貢納	その他の 収入
1786(1798) ¹⁾	41.5									
1853-1854	30.1		27.4 ⁴⁾		5.5 ⁵⁾		11.8	20.5 ⁶⁾	4.8	—
1859-1860	29.3	—	22.9 ⁴⁾		4.9 ⁵⁾		16.4	22.7 ⁶⁾	3.9	—
1862-1863	26.1	5.3	n. a.	19.1	3.6	—	17.0	12.4	4.9	11.6
1863-1864	27.4	6.0	n. a.	20.3	4.0	—	16.6	10.0	5.4	10.3
1864-1865 ²⁾	27.0	7.0	18.7 ⁶⁾	—	3.8	—	13.1	16.1	2.9	11.4
1866-1867	25.0	9.0	n. a.	19.4	3.9	—	11.9	13.3	5.1	12.4
1868-1869	33.1	9.2	n. a.	17.9	3.8	—	11.7	9.1	4.8	10.6
1869-1870	30.9	9.4	n. a.	18.0	3.7	—	11.4	10.0	4.7	11.9
1871-1872	34.1	10.6	n. a.	16.6	3.5	—	11.2	10.7	4.3	9.2
1872-1873	36.3	10.1	n. a.	15.8	3.2	—	10.4	8.4	4.0	11.9
1874-1875	28.2	8.9	n. a.	13.1	3.4	—	8.4	11.1	3.3	23.5
1875-1876 ²⁾	36.4	8.6	13.3	—	3.3	—	8.7	9.8	3.9	16.0
1877-1878	34.2	9.1	n. a.	17.0	4.7	—	7.5	13.6	4.1	9.8
1883-1884 ²⁾	30.7	10.2	13.8	—	2.8	—	12.2	12.6	7.0	10.7
1887-1888 ³⁾	27.4	11.5	13.6	3.0	6.0	—	12.7	6.4	4.9	14.5
1888-1889	27.7	10.6	13.9	3.5	4.8	—	12.5	6.9	5.7	14.5
1889-1890	24.2	9.6	15.7	3.3	5.4	—	12.0	6.8	5.2	17.7
1890-1891	26.2	10.3	13.9	3.5	6.0	0.9	13.8	7.5	5.6	12.4
1891-1892	29.0	9.5	14.0	3.6	5.9	1.3	13.6	7.3	5.2	10.7
1892-1893	29.7	10.0	14.2	3.7	5.9	1.4	13.2	7.6	5.2	9.0
1893-1894	28.8	10.2	14.2	3.6	6.3	1.5	12.5	7.6	5.2	10.2
1894-1895	25.4	10.1	14.0	3.4	8.2	1.3	12.8	7.7	5.5	11.7

1895-1896	25.9	11.2	14.1	3.4	6.4	1.1	11.7	7.9	5.7	12.6
1896-1897	26.0	11.4	14.7	3.1	6.5	1.1	12.0	8.2	4.9	12.2
1897-1898	27.8	12.6	14.5	2.1	5.9	1.0	12.7	8.0	5.1	10.3
1898-1899	28.4	11.4	14.5	1.8	5.5	1.8	13.4	7.9	4.9	10.3
1899-1900	31.2	10.6	15.9	1.8	5.8	1.5	12.3	7.9	5.4	7.6
1900-1901	30.0	11.4	15.1	1.8	6.7	1.5	12.4	8.7	4.3	7.9
1901-1902	29.9	11.7	15.7	1.9	7.2	1.5	12.6	8.3	4.2	6.9
1902-1903	27.8	10.7	14.6	1.7	7.1	1.7	11.1	8.1	6.0	11.2
1903-1904	27.6	9.6	14.3	1.7	8.1	1.6	11.1	7.8	4.4	13.9
1908-1909	24.9	6.9	9.7	1.6	7.6	0.6	15.1	7.1	4.0	22.6
1909-1910	26.8	7.6	9.5	1.7	3.8	1.1	15.9	7.1	3.3	23.1
1910-1911	25.0	7.6	10.1	1.3	0.1	1.9	16.4	7.0	3.1	27.4
1911-1912	24.9	7.4	10.1	1.3	0.0	2.1	16.9	7.9	3.1	26.5
1913 ^{a)}	24.7	5.5	8.8	1.0	4.2		15.0	7.9	3.0	29.9

〔備考〕 1) Issawi (8) に収録された1800年のイギリス外交文書から算出, 1786年, 1798年のデータにもとづく推計である。

2) *The Statesmans' Year-Book* による。

3) この年以降はショウの決算値から算出。

4) 原資料は Land-tax あるいは Land and Property tax であるがここに分類しておく。

5) 原資料は Capitation tax (Kharadji) あるいは Poll tax であるがここに分類しておく。

6) 原資料は Indirect taxes である。

7) 原資料は Verghi or Poll tax であるがここに分類しておく。

8) Eldem (6), p. 268, Cedvel II によって算出。

〔資料出所〕 Issawi (8), pp. 343-348, Ubcini (23), p. 266, Hershlag (7), p. 55, Shaw (18), pp. 451-459, *The Statesmans' Year-Book 1871*, p. 459, 1876, p. 453, p. 462, 1883, Eldem (6), p. 268, Cedvel II によって作成。

残る項目は、すぐれて商工業者および給与所得者（1886年以降）に対する課税である〈収益税〉（その比率はオスマン債務局の成立後にむしろ減小している）を除けば、諸個人に対して無差別な〈軍役税〉、〈道路整備税〉⁶⁾、そしてやはり大衆課税である〈関税〉およびその他の間接税ということになる⁷⁾。

全期間を通じて関税は低くおさえられていたこと（1905年によりやく部分的な引上げが認められたが、その結果は第3表の比率にも反映しているかにみえる⁸⁾）、キャピチュレーションの規定によって外国人への課税が免除されていたことは注意するに値しよう。

以上要約するならば、オスマン帝国財政はその歳入の根幹を「封建的貢租」および土地税に依存しており、1877年における第一次立憲制議会による徴税請負制の廃止、1881年以降の「オスマン債務局」体制も、その構造を根本的に転換するものではなかったということである。

結びにかえて

以上の考察から、自由貿易体制下のオスマン帝国財政について次のような構造がうかびあがってくる。

すなわち、1850年代までの帝国財政は、歳出の大部分を軍事費が占め、歳入

6) 〈収益税〉は1839年の税制改革とともに応能原則にたつ租税として導入され、1858-1860年の土地調査によって商工業に従事する諸個人の年収益の一定比率（1860年3%、1878年4%、1886年5%）が徴収されるようになった。1886年以降は給与や賃金に対しても適用され、ショウはこれによって「真の所得税」になったとしている。なおキャピチュレーションの規定によって外国人はこの税を免除されていた（*Ibid.*, p. 428.）。

〈軍役税〉は兵役免除の代償として支払われるものであり、1856年の非ムスリムに対する人頭税（ジズヤ）の廃止とともに導入され、青年トルコ人革命後の1909年に徴兵義務化とともに廃止された（*Ibid.*, pp. 430-431.）。

〈道路整備税〉は1889年の道路整備等のための労役提供（事実上の賦役）の廃止とともに導入されたものである（*Ibid.*, pp. 432-433.）。

7) 農民の負担については Aktan (3), pp. 108-113 の試算および Eldem (6), pp. 245-246 を参照。

8) 関税は1838年の英土通商条約では輸出について12%、輸入について5%、通過について3%と定められ、1860-1861年の新通商条約で輸出入、通過とも8%（輸出と通過については年々減らして1869年には1%に）とされ、その後の関税引上げ交渉をへて1905年に輸入税11%、1914年に輸入税15%へと引上げられた（Shaw (18), pp. 444-446, Issawi (8), pp. 74-76.）。

の大部分を、いわば農民に対する封建的貢租が占めるという構造をもつ。ここにおいて、軍事費によってささえられる帝国の軍事力は封建的貢租徴収の保証であり、逆に軍事力は歳出における軍事費を介して農民の担税力によって限界を画されている。

このような軍事費（軍事力）と封建的貢租（農民の担税力）との相互規定関係は、クリミア戦争をきっかけとする外債の導入によって1860年代には転換する。すなわち、オスマン帝国は年々の元利償還として一定額の公債費を支払うかぎりにおいて、封建的貢租が大部分を占める歳入の限界をこえた公債（外債）収入によって軍事費を増大させ、したがって軍事力を増強しようようになったのである。しかしながらこの公債費じたいも再び封建的貢租からなる歳入したがって農民の担税力によって限界を画されている。民族反乱と戦争の続くこの時期に封建的貢租徴収の保証である軍事力（軍事費）の一定水準を犠牲にしての公債費の増大が不可能であることはいうまでもあるまい。

ほとんど変化しない歳入構成と歳出構成とによって示されるこれら三者（軍事費、公債費、封建的貢租）の相互規定関係をほらむ財政構造は、1860年代以降、国家破産、オスマン債務局の成立をへて1914年まで基本的に不変であったといえてよい。

財政のみについての概観からさしあたり以上のような展望を述べることができるが、世界経済における位置づけ、「封建的貢租」の規定など、よりたちいった考察については他日を期したい。

【参考文献】

- [1] 赤川元章「第1次大戦前におけるオスマン帝国の対外的経済関係」『三田商学研究』（慶応大学）第24巻 第6号，1982年2月，所収，20-38ページ。
- [2] _____，「オスマン帝国におけるドイツ金融資本の鉄道事業について」『三田商学研究』（慶応大学）第25巻 第5号，1982年12月，所収，123-144ページ。
- [3] Aktan, Reşat, "Agricultural Policy of Turkey," in Charles Issawi (ed.), *The Economic History of the Middle East 1800-1914*, Chicago: The University of Chicago Press, 1966, pp. 108-113.

- [4] Blaisdell, Donald C., *European Financial Control in the Ottoman Empire; A Study of the Establishment, Activities, and Significance of the Administration of the Ottoman Public Debt*, New York: Columbia University Press, 1929.
- [5] Cumberland, William Wilson, "The Public Treasury," in Eliot Grinnell Mears (ed.), *Modern Turkey; A Politico-Economic Interpretation, 1908-1923 Inclusive, with selected chapters by Representative Authorities*, New York: The Macmillan Company, 1924, pp. 384-410.
- [6] Eldem, Vedat, *Osmanlı imparatorluğunun iktisadi şartları hakkında bir tetkik*, İstanbul: Türkiye İş Bankası Kültür Yayınları, 1970.
- [7] Hershlag, Z. Y., *Introduction to the Modern Economic History of the Middle East*, Leiden: E. J. Brill, 1964.
- [8] Issawi, Charles, *The Economic History of Turkey 1800-1914*, Chicago and London: The University of Chicago Press, 1980.
- [9] Karal, Envel Ziya, *Osmanlı Tarihi VII. Cilt Islahat Fermanı Devri 1861-1876*, Ankara: Türk Tarih Kurumu Basımevi, 1956.
- [10] McCarthy, Justin, *The Arab World, Turkey, and the Balkans (1878-1914): A Handbook of Historical Statistics*, Boston: G. K. Hall & Co., 1982.
- [11] Morawitz, Charles, *Les Finances de la Turquie*, Paris: Guillaumin et Cie, 1902.
- [12] 永田雄三「タンズイマート」, 「『青年トルコ』革命」護雅夫編『トルコの社会と経済』アジア経済研究所, 1971年, 所収, 1-60ページ。
- [13] 野口建彦「二つの帝国主義とオットマン帝国の解体」入江節次郎編『講座西洋経済史Ⅲ 帝国主義』同文館, 1980年, 所収, 289-322ページ。
- [14] 岡野内正「インペリアル・オットマン・バンクについての覚書」『経済学論叢』(同志社大学)第35巻 第1号, 1984年12月, 所収, 75-104ページ。
- [15] Owen, Roger, *The Middle East in the World Economy 1800-1914*, New York and London: Methuen, 1981.
- [16] Roumani, Adib, *Essai Historique et Technique sur la Dette Publique Ottomane*, Paris: Marcel Giard, 1927.
- [17] Schölch, Alexander, "Wirtschaftliche Durchdringung und politische Kontrolle durch die europäischen Mächte im Osmanischen Reich (Konstantinople, Kairo, Tunis)," *Geschichte und Gesellschaft; Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaft*, 1. Jahrgang, Heft 4, 1975. SS. 404-446.

- [18] Shaw, Stanford J., "The Nineteenth-Century Ottoman Tax Reforms and Revenue System," *International Journal of Middle East Studies*, No. 6 (1975), pp. 421-459.
- [19] _____, "Ottoman Expenditures and Budgets in the Late Nineteenth and Early Twentieth Centuries," *International Journal of Middle East Studies*, No. 9 (1978), pp. 373-378.
- [20] Shaw, Stanford J., & Ezel Kural Shaw, *History of the Ottoman Empire and Modern Turkey, Volume II: Reform, Revolution, and Republic: The Rise of Modern Turkey, 1808-1975*, Cambridge: Cambridge University Press, 1978 (First published 1977).
- [21] 杉原 達「バグダード鉄道論ノート(1);(2)」『経済論集』(関西大学)第28巻・第1・2・3・4合併号, 1978年, 757-788ページ;第30巻 第4・5・6合併号, 1980年, 519-544ページ。
- [22] Suvla, Rafii-Şukru, "The Ottoman Debt, 1850-1939," in Charles Issawi (Ed.), *The Economic History of the Middle East 1800-1914*, Chicago: The University of Chicago Press, 1966, pp. 95-106.
- [23] Ubicini, M. A., *Letters on Turkey: An Account of the Religions, Political, Social and Commercial Condition of the Ottoman Empire; The Reformed Institutions, Army, Navy, &c. &c. Translated From the French of M. A. Ubicini by Lady Easthope*, London: John Murray, 1856 (Reprint Edition, New York: Arno Press, 1973).
- [24] Velay, A. Du, *Essai sur l'Histoire Financière de la Turquie; Depuis le Règne du Sultan Mahmoud II jusqu'à nos jours*, Paris: Rousseau, 1903.
- [25] Young, George, *Corps de Droit Ottoman; Recueil des Codes, Lois, Réglements, Ordonnances et Actes les plus importants du Droit Intérieur, et d'Études sur le Droit Coutumier de l'Empire Ottoman, Vol. V*, London: Oxford at The Clarendon Press, 1906;